

福祉生活病院常任委員会資料

(平成22年12月15日)

【 件 名 】

- 1 年末の総合相談窓口の開設について
(福祉保健課、住宅政策課) …… 1
- 2 町福祉事務所の設置について
(福祉保健課) …… 2
- 3 緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について
(福祉保健課、長寿社会課、子育て支援総室、医療政策課、健康政策課) …… 3
- 4 “あいサポートセレモニー”について
(in あいサポートとっとりフォーラム11)
(障がい福祉課) …… 4
- 5 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の成立について
(障がい福祉課、子ども発達支援課) …… 6
- 6 DV防止・被害者支援計画の改訂について
(子育て支援総室) …… 7
- 7 医師事務作業補助者等の実態調査概要について
(医療政策課) …… 9
- 8 高病原性鳥インフルエンザの発生に係る本県の対応について
(危機管理チーム、健康政策課、公園自然課、くらしの安全推進課) …… 11

福祉保健部

年末の総合相談窓口の開設について

平成22年12月15日
 福祉保健課
 くらしの安心局住宅政策課
 雇用人材総室労働政策室
 経済通商総室経営支援室

求職中の生活に困窮している方及び資金繰りで悩んでいる中小企業の方へ、行政機関等が業務を停止している年末の期間に、鳥取労働局、鳥取県社会福祉協議会と共催で「総合相談窓口」を開設します。

- 1 日 時
 平成22年12月29日(水)～30日(木) 8:30～17:15
 ※ 昨年同様2日間実施
- 2 場 所
 県内3カ所(県庁・中部総合事務所・西部総合事務所)
- 3 内 容
 ○生活福祉資金貸付等の相談・手続案内等
 ○生活保護相談等
 ○公営住宅の入居相談・情報提供等
 ○職業相談等
 ○事業者の金融相談等
- 4 実施方法
 面談及び電話相談
- 5 参加機関
 鳥取県(各総合事務所・福祉保健部・生活環境部・商工労働部)
 鳥取労働局(ハローワーク) 鳥取県社会福祉協議会

【参考】年度別相談件数等

	H20		H21	
	相談者数	相談件数	相談者数	相談件数
県庁	12	12	17	26
中部総合事務所	4	4	2	2
西部総合事務所	3	5	15	24
計	19	21	34	52

<平成21年度相談内訳別件数>

	相談者数	相談内容				
		職業	生活福祉資金等	生活保護	住宅	その他
県庁	17	4	11	5	3	3
中部総合事務所	2	1		1		
西部総合事務所	15	5	13	5	1	
計	34	10	24	11	4	3

町福祉事務所の設置について

平成22年12月15日
福祉保健課

平成23年4月1日に福祉事務所の設置を予定している岩美町、智頭町、湯梨浜町、北栄町、南部町、伯耆町の6町から設置協議があり、9月21日付けで設置についての知事同意をしました。

(日野町についても、設置協議があり同意をしましたが、福祉事務所に必要な職員が確保できていないことから設置を延期。)

設置予定の6町は、平成23年4月の業務移行に備え、職員を最寄りの県福祉事務所に派遣し、実地研修を実施中です。

来年度新たに6町が福祉事務所を設置することに伴い、県福祉事務所の所管区域が変更になることから、2月定例県議会において、鳥取県福祉事務所設置条例の一部改正を予定しています。

<6町に対する今後の支援等スケジュール>

- 設置まで
 - ・ 査察指導員及びケースワーカー予定者の実地研修
 - ・ 移管業務に係る基礎研修の実施
 - ・ ケース引継ぎ
- 設置後
 - ・ 必要な技術支援の継続
 - ・ 生活保護業務に係る研修の継続実施

<福祉事務所の設置により町村で実施される主な事務>

事務区分	事務の概要
生活保護	保護の決定等
児童福祉	助産施設及び母子生活支援施設の入所等
母子及び寡婦福祉	母子及び寡婦の相談・指導等
児童扶養手当	児童扶養手当の支給
特別障害者手当等	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給

<福祉事務所設置のメリット>

- 町村において福祉・保健に関する行政サービスを一体的に提供できる体制が整い、住民に身近な生活保護等の福祉サービスが、住民に身近な町村で完結できる。
- 役場内で住宅、介護、保育等の関係部門相互の協力、情報交換が迅速にでき、住民に対してワンストップで行政サービスの提供が可能となり、住民サービスが向上する。
- 業務の研修及び実務を通して町村職員の専門性が向上し、住民に最も身近な町村の福祉行政全体のレベルアップが図られる。

緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について

平成22年12月15日
 福祉保健課
 長寿社会課
 子育て支援総室
 医療政策課
 健康政策課

- 1 緊急雇用創出事業の県事業予備枠を活用して追加実施することとした事業費
 (11月30日までに追加実施を決定した事業) 23,032千円

2 追加実施事業の内訳

(単位;千円)

項目		事業名	H22年度における雇用創出人数	H22年度における執行予定額	事業内容
緊急雇用創出事業	健康政策課	がん対策強化推進等事業	1人	1,113	がん対策事業の拡大に伴う各種業務、肝炎治療特別促進事業の制度改正に伴う各種申請事務を行う。
	中部総合事務所福祉保健局	肝炎対策及び健康づくり支援対策に係る補助事務	1人	439	肝炎治療特別推進事業を始めとした健康づくり支援対策やがん対策推進のため、非常勤職員の配置を行う。
	倉吉児童相談所	倉吉児童相談所夜間・休日電話受付体制整備事業	1人	467	緊急の通報等に対応するため、警備員を増員し、夜間・休日の電話対応を新たに開始し電話相談の第1次的対応を行う。
重点分野雇用創出事業	長寿社会課	介護サービス向上のための職員加配支援事業	20人	16,013	利用者の介護サービス向上のため、配置基準を超えて配置する介護職員等の雇用又は人材派遣会社からの派遣を、県内の介護事業者等に委託する。
	医療政策課	医師事務作業補助者研修参加支援事業	5人	5,000	現に医療機関で医療事務職員等として働く者が医師事務作業補助者として必要な専門的知識を身につける研修等へ参加することを支援するため、必要な代替職員の雇用又は人材派遣会社からの派遣を医療機関に委託する。
計			28人	23,032	

※この事業は「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用して実施する事業です。

“あいサポートセレモニー” について (i n あいサポートとっとりフォーラム11)

平成22年12月15日

障がい福祉課

障がいの有無にかかわらず暮らしやすい地域社会（共生社会）を実現するための鳥取発「あいサポート運動」をさらに推進するとともに、全国発信するため、政府の共生社会を担当している内閣府政策統括官村木厚子氏、障害福祉サービス事業所の利用者や従事者をはじめ、地域住民、関係団体、市町村、労働局、県その他の関係者もあわせて皆で、あいサポーター宣言等を行う“あいサポートセレモニー”を開催します。

1 日 時

「あいサポートとっとりフォーラム11」（主催：NPO法人あかり広場、社会福祉法人もみの木福祉会）開催中の1月8日（金）午後の15分間（時間調整中）

2 場 所 米子コンベンションセンター 多目的ホール（米子市末広町294）

参考

「あいサポーター」とは

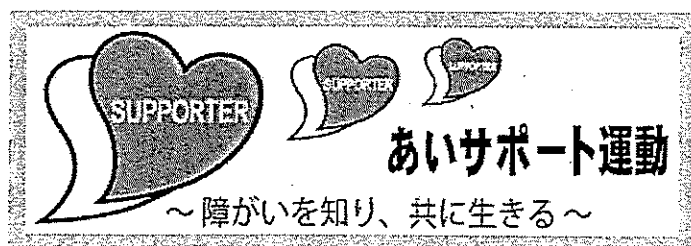
障がいの有無にかかわらず暮らしやすい地域社会（共生社会）を実現するため、多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていること及び障がいのある方への必要な配慮等を理解し、障がいのある方に、手助けや配慮を実践する者

あいサポーター数 21,780人（平成22年10月8日現在、県外の方を含む）

あいサポート企業・団体数 51企業・団体（平成22年12月1日現在、県外を含む）

あいサポーター研修回数 143回

あいサポートメッセンジャー（研修講師） 108人





“あいサポートとっとり”

フォーラム11

地域生活～ひとりにしない町に!!

【開催日時】

平成23年1月8日(土) 9時30分～17時30分

平成23年1月9日(日) 9時00分～14時00分

【開催場所】

米子コンベンションセンター 米子市末広町294 Tel.0859-35-8111

1日目:多目的ホール

2日目:国際会議室・第1、第7会議室

【参加費(資料代)】

事前申込 両日参加:3,000円、一日のみ参加:2,000円、しょうがいのある方・学生:500円

当日申込 両日参加:4,000円(一日のみ参加も同じ)、しょうがいのある方・学生:500円

特別記念講演

村木 厚子「日本の社会保障」
(内閣府政策統括官(共生社会担当))



第1日目:1月8日(土) 多目的ホール

※各ゲストの都合等により全てのプログラムに変更の可能性がありますことをご了承ください。

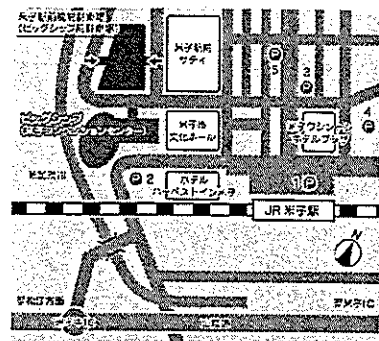
- 基調報告「日本の障害保健福祉」
矢田貝 泰之(厚生労働省障害保健福祉部企画課課長補佐)
- パネルディスカッション「障がい者制度改革推進会議の進捗と期待」
尾上 浩二(DPI日本会議事務局長)
副島 宏克(全日本手をつなぐ育成会理事長)
田中 正博(全国地域生活支援ネットワーク代表理事)
梶野 友樹(鳥取県福祉保健部障がい福祉課長)
- “アールブリュット パリ展 アーティストを語る”
田端 一恵(滋賀県社会福祉事業団)
- 記念講演「福祉政治」ー日本の生活保障とデモクラシーー
宮本 太郎(北海道大学大学院法学研究科教授)
- 特別基調講演「日本の社会保障」ー新たな視点で福祉国家を語るー
村木 厚子(内閣府政策統括官(共生社会担当))
- パネルディスカッション「いよいよスタートラインに!!」ー超党派で日本の福祉を議論するー
中根 やすひろ(民主党衆議院議員) 衛藤 展一(自由民主党参議院議員)
山本 博司(公明党参議院議員) 石田 耕太郎(鳥取県倉吉市長)
廣江 研(日本の福祉を考える会会長) 野沢 和弘(毎日新聞論説委員)

第2日目:1月9日(日) 国際会議室・第1会議室・第7会議室

- 【分科会】・ピアタイム「私たちの事は私たち抜きに決めないで」…第1会議室
- ・招待席「行動障がいを考える」…第7会議室
- ・「ひとりぼっちにしない支援をめざす」…国際会議室

【講演】「障がい者医療を展望する」…国際会議室
大野 耕策(鳥取大学医学部脳神経小児科教授)

【対談】「政治家たるもの 政治家たること」
石破 茂(鳥取県選出・自由民主党衆議院議員)
野沢 和弘(毎日新聞論説委員)



主催:福祉フォーラム実行委員会

主管:NPO法人あかり広場/社会福祉法人もみの木福祉会

事務局:〒683-0103 鳥取県米子市富基町4660番地

もみの木園内 フォーラム事務局 担当(管理部 足立) TEL:0859-28-8470 FAX:0859-28-8899

本部:〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉2-2-8

NPO法人あかり広場 代表 渡部京子 TEL・FAX:0859-35-0505

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の成立について

平成22年12月15日
障がい福祉課
子ども発達支援課

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」（障害者自立支援法等の改正法）が平成22年12月3日に可決、成立したので、法律の概要について報告します。

1 法律の概要

(1) 趣旨

- ・障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障がい保健福祉施策を見直すまでの間における障がい者等の地域生活支援のための法律改正であることを明記

(2) 利用者負担の見直し

- ・利用者負担について応能負担を原則とすること

(3) 障がい者の範囲の見直し

- ・発達障がいが障害者自立支援法の対象となることを明確化

(4) 相談支援の充実

- ・相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付けること等）
- ・支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

(5) 障がい児支援の強化

- ・障がい種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行
- ・放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設

(6) 地域における自立した生活のための支援の充実

- ・グループホーム、ケアホーム利用の際の助成を創設
- ・重度の視覚障がい者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）

(7) その他

- ①成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ
- ②児童デイサービスの利用年齢の特例
- ③難病の者等に対する支援、障がい者等に対する移動支援についての検討

2 施行期日

- (1)、(3)、(7) ②③については、公布日
- (2)、(6)、(7) ①については、平成24年4月1日までの政令で定める日
- (4)、(5)については、平成24年4月1日（自立支援協議会については平成24年4月1日までの政令で定める日）

DV防止・被害者支援計画の改訂について

平成22年12月15日

子育て支援総室

「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」(現行計画：平成20年2月～平成23年1月)の改訂を行うにあたり、下記のとおりパブリックコメントを実施し、意見を得ました。

今後、12月中に改訂作業を終了し、公表する予定です。

記

1 計画の根拠

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律31号)第2条の3

2 計画の沿革

第1期計画 (H16.12～H19.12)

第2期計画 (H20.2～H23.1) … 現行計画

第3期計画 (H23.1～H28.1) … 次期計画 今回のパブコメ対象

3 次期計画(素案)の柱

現行計画の柱は以下のとおりであり、次期計画(素案)においても概ね踏襲。

- (1) 暴力を許さない社会づくり …… 啓発、研修、市町村基本計画
- (2) 安心して相談できる体制づくり …… DV相談支援体制強化
- (3) 安全な保護体制づくり …… 一時保護の充実と同伴児ケア
- (4) 被害者の自立支援体制づくり …… 自立費用支援と民間基金設立
- (5) 苦情解決体制づくり …… 第三者苦情解決組織の創設
- (6) 民間支援団体等支援体制づくり …… シェルターへの助成

※現行計画では、「(7) DV予防体制づくり」があるが、その内容は啓発と相談体制づくりのため、次期計画では(1)(2)の柱に吸収移行。

4 次期計画(素案)の重点

鳥取県のDV被害者支援のうち、被害発生後の保護・支援メニューは概ね整備済みで、全国的にも先進県。したがって、次期計画では、いわゆる上流対策として、未然予防と初期相談体制づくりに重点を置きたい。

(1) 若年層への啓発強化

避難時・避難後の支援メニューはほぼ整ってきたことから、予防に力点を置きたい。

(2) 相談支援体制の強化

①市町村相談窓口の周知・充実促進

DV相談は主として県下3箇所の婦人相談所(中部・西部福祉保健局)が受け付けている。今後、住民にとっての相談窓口選択肢を増やすとともに、既存の市町村相談窓口のPR、体制・研修等の充実促進を図りたい。

②地域人材の養成促進

地域コミュニティの中で相談できる人材を養成したい。

(3) 一時保護対象者の同伴児童への支援充実

県が実施しているDV被害一時保護対象者の同伴児への学習支援強化等を図りたい。

5 パブリックコメントの結果

(1) 時期・・・平成22年11月1～26日

(2) 寄せられた意見 (全4件)

意見	対応方針
・子育て王国とっとりプランとの関連性に言及されていない。	・子育て王国とっとりプラン「VI要保護児童・要支援家庭等への取組」の関連計画であることを追記。
・DVによる被害は、急激な経済成長と比例して増加。DV被害を出さないためのメンタルケア施設が周知されていないことが根本原因。急激な環境の変化に心も対応できるよう企業、行政の役割は重要である。	・相談窓口の充実とPRの重要性、普及啓発、相談機関等の役割について記載済であるため、特段の対応は行わない。(修正しない)
・県と市町村の役割分担を明確にすべき。DV関係や虐待関係は、市町村ではなく、県が責任を持って対応し、市町村には余計な事務を押し付けない方がよい。	・役割分担の主体は記載済であり、相談・支援に係る市町村の努力義務は法律に規定済であるため、特段の対応は行わない。(修正しない)
・文字が多い、図や写真がほとんど本文中にない、デザイン性がないことから、もう少し一般県民に読んでもらえるような工夫が必要である。	・図や表等を追加する。

6 今後のスケジュール

- ・H22年12月中旬 計画策定委員会(有識者会議)の開催
- ・H22年12月下旬 改訂・公表

医師事務作業補助者等の実態調査概要について

平成22年12月15日
医療政策課

1 調査の概要

県内全病院（45病院）に対して医師事務作業補助者及び看護師事務作業代行職員の10月1日現在の配置状況、業務内容等について調査したもの。

2 調査内容

(1) 医師事務作業補助者等の配置状況

種別 配置人数	医師事務作業補助者	看護師事務作業代行職員
0人	25病院	32病院
1人～10人	17病院	10病院
11人～20人	2病院	1病院
21人以上	1病院	2病院

(2) 医師事務作業補助者等の主な業務内容

医師事務作業補助者	看護師事務作業代行職員
<ul style="list-style-type: none"> ・診断書の作成 ・診療録の作成・準備 ・処方せんの作成 ・主治医意見書の作成 ・診察や検査の予約 ・診療報酬請求書の作成 ・書類や伝票類の整理 ・各種検査の予約等に係る事務 ・検査結果の伝票、画像診断フィルム等の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・院内の物品の運搬・補充 ・診療録の作成・準備 ・患者の検査室等への移送 ・医療上の判断が必要でない電話対応 ・入院時の案内 ・書類や伝票類の整理 ・会議資料等の作成 ・検査結果の伝票、画像診断フィルム等の整理

(3) 他業務との兼務状況

	医師事務作業補助者	看護師事務作業代行職員
専従	10病院	10病院
兼務	10病院 （その他の業務内容 ・医師の秘書業務 ・医師以外の指示の下に行う資料作成等）	3病院 （その他の業務内容 ・食事介助、入浴介助 ・入院患者の身の回りの世話）

※診療報酬上の医師事務作業補助体制加算をとるためには、配置された医師事務作業補助者は専従でなければならない。

（医師事務作業補助体制加算は病床数に対する医師事務作業補助者の割合により加算され、20対1補助体制加算の場合は610点（6100円）が入院初日に限り診療報酬点数に加算される。）

(4) 今後の配置見込

	医師事務作業補助者	看護師事務作業代行職員
増員	6 病院	2 病院
現状	1 5 病院	1 2 病院
減員	0 病院	0 病院
未定	2 4 病院	3 1 病院

【増員とする理由】

- ・ 医師不足で医師にかかる負担が大きく、医師以外で対応できる業務については、積極的に医師事務作業補助者を活用したいため。
- ・ 医師事務作業補助者については、医師事務作業補助体制加算（診療報酬加算）が請求できるため。
- ・ 看護師以外ができる業務を看護師事務作業代行職員が行うことで、看護師の負担軽減を図りたいため。

【現状とする理由】

- ・ 小規模の病院では、専従の医師事務作業補助者を配置するのは困難であるため。（医師事務作業補助者の配置なし）
- ・ 現状の人員で対応できているため。

3 医師事務作業補助者等の配置に活用できる補助事業等

(1) 鳥取県地域医療再生基金事業補助金

鳥取県地域医療再生基金を活用して、平成22年度から医師事務作業補助者又は看護師事務作業代行職員を新たに採用した場合の人件費及び新たに派遣を受けた場合の委託料にかかる経費の一部を補助

- ・ 14 病院に補助の決定
- ・ 補助率：1 / 2
- ・ 基準額：141千円/月 × 月数 × 上限5人
※H22 / 10～ 補助要件緩和…上限2人→5人、派遣可

(2) 重点分野職場体験型雇用事業（商工労働部雇用人材総室所管）

鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、県内企業等が職場体験者として新たに失業者を雇い入れ、当該企業等の業務に従事させる企業等に対して県から委託を実施する。

【活用例】

医師の負担軽減を図るため、医師事務作業補助者の育成、雇用を行うとともに、現場経験を積ませる事業

- ・ 1 医療機関と委託契約（医師事務作業補助者の雇用に関するもののみ）
- ・ 委託額：職場体験者の人件費（1人あたり月額16万円を上限）
+ 指導担当者の人件費の3分の1の額（月額16万円を上限）
- ・ 職場体験（雇用）期間：平成23年3月31日まで（平成24年度継続予定）

高病原性鳥インフルエンザの発生に係る本県の対応について

平成22年12月15日
危機管理チーム
畜産課
健康政策課
公園自然課
くらしの安心推進課

11月29日、島根県安来市の農場で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る本県の対応について、前回常任委員会報告（12/3）以降の状況を報告します。

なお、移動制限区域内の本県3農場については、例外適用（特例措置）として12月3日から鶏卵の出荷が再開されています。

1 国等の対応状況

12月5日	発生農場における防疫措置（焼却処分・鶏舎消毒等）が完了。 （今後、定期的な消毒、移動制限区域内の清浄性確認検査を実施。）
12月6日	環境省が実施する中海・宍道湖周辺、水鳥糞便調査の糞便採取終了。 （1,192個。今後ウィルス分析を実施、結果判明は12月中旬予定。）
12月8日	農林水産省「高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム第1回検討会」開催 （感染ルート等について検討し、引き続き調査を進めることとされた。） （チーム長：伊藤壽啓（いとうとしひろ）鳥取大学農学部獣医学科教授。）
12月9日	鶏糞の移動制限に係る例外適用（特例措置）により、県に要望のあった農家（米子市）の鶏糞搬出が可能。
12月27日	移動制限解除予定。（12月27日午前0時解除予定。） （防疫措置完了後21日間、移動制限区域内で新たな発生が認められない場合）

2 鳥取県の12月3日以降の対応

12月3日～	移動制限区域内の3農家が特例措置により鶏卵出荷再開。
11月30日～12月2日	県と市が協力し、移動制限10km圏内の愛玩鳥を対象とした発生状況調査を実施。全戸異常なし。（12月5日判明：米子市43戸、境港市17戸）
12月2日～12月6日	県内88農場全戸の調査を実施。 （補修の必要があると認められた16農場について、改善対策が即日完了。）
12月7日	国に対し、財政的支援と再発防止対策について要望。 知事から松木農林水産大臣政務官へ県内農家の鶏卵を渡し（農家のメッセージ入り）、「鳥取県の鶏卵は安全です。」とアピール。
12月6日～	県内3カ所の消毒ポイントでは、県職員以外にも米子市、境港市、JA西部の職員が加わり、合同で車両消毒を実施。
12月9日	鳥取県家畜伝染病対策会議を開催し、防疫対策（愛玩鳥・野鳥対応含む）を継続していくことを市町村、農業団体等と申し合わせ、確認。
12月中旬	移動制限解除に向けて、移動制限区域内の養鶏農場等（愛玩鶏を含む）の検査を実施予定。

3 鳥取県の今後の対応

対策本部会議で確認した事項について、全庁を挙げて取り組む。

- （1）風評被害対策を継続する。
- （2）24時間の相談窓口を設置し、県民等からの問い合わせへの対応を継続する。
- （3）高病原性鳥インフルエンザに係る県マニュアルについて、今回の課題等を検証し、見直す。
- （4）県内発生時に備えた防疫資材等の備蓄手続きを継続する。

4 鳥取県内の異常野鳥への簡易検査実施と検体送付の状況（12月13日午前9時時点）

- （1）死亡野鳥情報 75件
 - ・うち簡易検査実施件数 13件（すべて陰性）→国立環境研究所に検体送付（4件）
 - ・うち鳥取大学へ搬送 11件（12月7日から実施、すべて陰性）
- （2）傷病野鳥情報 12件うち簡易検査実施件数 3件（すべて陰性）